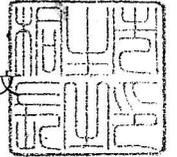


桐生市公告第 30 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 5 日

桐生市長 亀山豊文



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
桐生市
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 1 月 31 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
法人 15 経営体  
個人 32 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分でない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
本市の農業を担っている養豚や集約型農業である施設園芸は、多くの農地を必要とせず、土地利用型農業である米麦や露地野菜を中心とする経営体は減少しており、年々増加している遊休農地の活用は進んでいない。  
また、施設園芸や養豚の経営体では後継者も育成されてきていますが、米麦や露地野菜中心の経営体は、後継者が少なく高齢化も進んでおり、土地利用型農業の振興は大きな課題となっている。  
今後の地域農業を守り発展させるために、遊休農地や離農する農家の農地を地域の中心的経営体へ集積し、規模拡大と経営の効率化を図るほか、新規就農・新規参入を促進し、担い手の確保を一層図っていく必要がある。